



秋の火災予防運動 始まる

11月9日～15日

これからの季節は、空気が非常に乾燥し、風の強い日が多いことから火災が発生しやすく、また一旦火災が発生すると急速に延焼拡大し、大火になる危険性が高くなりやす。毎年この時期にあらためて、住民の皆さまに「火の用心」に対する関心をもつていただき、火災予防思想の普及並びに啓発を行うことを目的に、11月9日(木)を「一九番の日」と定め、11月15日(水)までの1週間、「消さないであなたの心の 注意の火」の防火標語のもと全国一斉に秋季火災予防運動が実施されます。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣・4つの対策

3つの習慣

☆寝たばこは、絶対やめる。
毎年たばこは出火原因の上位を占めています。た

4つの対策

☆逃げ遅れを防ぐために、
住宅用火災警報器具を設置する。

☆火災から身を守るために、
寝具や衣類は防災製品を使用する。

☆火災を小さいうちに消す
ために、**住宅用消火器具**を設置する。

火災を未然に防ぐため、
安全暖房器具・調理器具
や燃えにくいカーテンな
どの防災物品及び寝具な
どの防災製品の使用も有効です。

☆お年寄りや身体の不自由
な人を守るために、**隣近所の協力的体制をつくる**。
放火を除く、建物火災による死者の大半が高齢者、乳幼児等で占められています。お年寄りや子どもたちのような災害弱者は、1階のすぐ戸外に避難できる場所に寝室をとり、整理整頓にも注意しましょう。

火事・救急は、119番
火災等問い合わせは、

☎ 893-3800

仁淀消防組合消防署

☎ 893-3221

全国一斉 「女性の人権ホットライン」強化週間

取扱内容

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会では、「女性に対する暴力をなくす運動(毎年11月12日～11月25日)」期間中の取組のひとつとして、現在、社会問題となっている女性をめぐる人権問題に積極的に取り組むことを目的として、「全国一斉」女性の人権ホットライン「強化週間」を次のとおり実施します。

問い合わせ

高知地方法務局人権擁護課
☎ 822-3503

実施期間
11月13日(月)
～11月19日(日)

受付時間
8時30分～19時30分
ただし土、日曜日は
10時～17時

開設場所
高知地方法務局人権擁護課
(高知市小津町4-30)

専用相談電話

☎ 0570(070)810

※全国共通ダイヤル

※PHS・IP電話接続不可

■人権擁護委員無料相談のご案内			
地区	今月の相談日	相談時間	開催場所
伊野	11月15日(水)	10時～15時	伊野公民館
本川	11月16日(木)	13時～16時	本川保健福祉センター

■人権擁護委員の連絡先		
氏名	住所	電話番号
杉本 寛子	いの町6466-5	892-2513
尾崎 千秋	〃 神谷871	892-1660
西川田鶴子	〃 天王南3丁目9-1	891-5443
楠瀬 博邦	〃 枝川2819	893-1769
高瀬 科子	〃 波川610-3	892-3635
曾我 定子	〃 下八川丙644-1	867-3224
岡林 瑞子	〃 大森91-14	869-2500

■法務局相談窓口・問い合わせ	
(祝休日を除く月曜日から金曜日まで受付 8:30～17:00)	
高知地方法務局いの支局 (いの町1290-4)	893-0343